

## ■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び随時監査
開催日時
令和5年5月30日(火) 午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他17名
議題(公開・非公開の別)及び会議の内容(審議経過、結論等)
(検査及び監査の経過については非公開) (1) 令和5年4月分例月出納検査(下水道事業会計含む) 例月出納検査結果 ア 現金(預金)の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 随時監査(防災備蓄品及び防災資機材について) 随時監査結果(別紙のとおり)
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。(北名古屋市情報公開条例第7条第6号)
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号: 0568-23-3150 電子メールアドレス: kansa@city.kitanagoya.lg.jp

## 北名古屋市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年8月30日

北名古屋市監査委員 吉野 修 進

北名古屋市監査委員 清水 晃 治

### 随時監査の結果について

#### 1 準拠基準

北名古屋市監査基準

#### 2 監査の対象

防災備蓄品及び防災資機材の管理

東地区小中学校8校、東防災備蓄倉庫、鴨田川排水機場

#### 3 監査の着眼点

- (1) 台帳は、適切に整備、管理されているか。
- (2) 消費期限等は適正に管理されているか。
- (3) 廃棄手続きをした物品が、放置されていることはないか。
- (4) 廃棄手続きをした物品の有効な活用が図られているか。
- (5) 備品シールは、適正に貼付されているか。
- (6) 所在不明となっている備品はないか。
- (7) 管理点検体制が構築されているか。
- (8) その他、不適正に管理されている備品はないか。

#### 4 監査の実施内容

防災備品が保管されている東地区の小中学校、東防災備蓄倉庫及び鴨田川排水機場について、防災資機材備蓄一覧表に基づき、現地において、備品の保管状況、数量等を確認した。

## 5 監査の実施期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月30日（火）まで

## 6 監査結果

### (1) 台帳の整備、管理

台帳は「防災資機材備蓄一覧表」と「食料品配分表」がデータにより管理され、全保管状況を保管場所毎いつでも最新の情報が出力できる状態であった。

ただし、防災資機材については、語順で備品がわかるように頭文字であったり、資材、生活用品等で区分がされているが、防災資機材備蓄一覧表と現品が一致しないものがどの施設も見受けられた。

### (2) 消費期限等の管理

食料・飲料で消費期限が経過しているものはほとんどなかった。

物品については、消費期限の記載は無いが、経年劣化で使用できないものや、使用が危ぶまれる物品が散見された。

### (3) 廃棄手続きをした物品の管理

資機材については、定期的な点検が行われていないものがあるため、廃棄手続きをした物品の有無等が不明であった。そのため廃棄をした物品の放置の有無は確認できなかったが、多数の未登録物品が見受けられた。

### (4) 廃棄手続きをした物品の有効な活用が図られているか。

食料・飲料については消費期限の到来前に市内のフードバンク愛知へ寄付し、フードバンクが子ども食堂や貧困家庭へ配布している。また、令和4年度は防災訓練参加者へ啓発品として配布したり、中学校での利活用に配布した結果、廃棄は最小限に留められていた。

### (5) 備品シールの適正な貼付

主な備品は貼付してあった。屋外で使用するものは備品シールが剥がれてしまうため、備品の保管場所付近に備品シールを貼ったクリアファイルが置かれていた。

油性ペン等で記載が可能なものは市の備品であることが分かるようにするとよい。

(6) 所在不明となっている備品等

物品の所在が全く分からないものや、物品の一部が不足したままになっていた。特にトイレットペーパーは台帳記載の数の5分の1程度であった。

(7) 管理点検体制の構築

避難所開設・運営担当が各避難所ごとに資機材点検を行っているが、初動に必要な機材の有無や保管場所の確認のみで、管理者である防災交通課の定期的な点検はされていなかった。

(8) その他、不適正に管理されている備品等

ア 廃棄手続きをせず放置されている資機材や、劣化等により使用がためられる資機材がどの施設にも見受けられた。

イ 各施設ごとに資機材保管の配置図があるが、使用后元の場所に戻さないなど配置図と異なった場所にあったり、使用したと思われる状態で保管されていた。

ウ 保管場所の配管から水が漏れ保管備品の段ボールが朽ちていた。

エ 防災交通課管理以外の資機材について、地域の自主防災会が使用していると思われる資材が倉庫内にあり、区別が困難であった。

## 7 指摘事項

(1) 防災備蓄品及び防災資機材について、台帳と現物が一致しない保管場所が見受けられた。定期的に点検を実施し、適正に管理されたい。

(2) 防災備蓄品について、使用できないものについては処分されたい。

## 8 意見

防災備蓄品及び防災資機材の管理について、緊急時に迅速かつ的確に対応するため、資機材が衛生的であることと、効率良く搬出できる配置を検討されたい。